

「名誉会員の取扱」について

2013.07.15

「千里山会規約第四条 会員」中に以下のように「名誉会員」に関する条文があります。

「米寿を迎えられた会員、本会に功労が有った会員、および本会の発展に特に深い関わりが有った方に対して、総会の議を経ることにより名誉会員の称号を贈ることが出来る。」

これまでにめでたく「米寿」を迎えられた会員の方は何人もおられます。但し皆様の生年月日までは把握できておらず、何回生かで判断しており、今年も九回生の方々が対象となります。この判断は事務局の独断で「満年齢」で「米寿」を迎えられた方としており、当然「数え年」でとの議論はあることと思えます。

余談ですが小生も一昨年数えて「古希」を迎え「古希記念同窓会」に何度か出席しましたが、他の早生まれの同窓生と一緒に、まだ70歳になってないので「古希」の資格が無いと若さ？を強調した覚えがあります。

八回生までの方々については

1. 前年まで会費を納めて頂いた方
 2. 何らかの形で連絡を取ることが出来た方
- については事務局の判断で総会の議を経ることなく「名誉会員」として処遇させて頂いて参りました。この点に関しては事務局の怠慢としてお詫びすると共に今年の総会でご説明したいと考えます。

大きな特典など用意することが出来ず残念ですが、内容としては

1. 「贈呈」として会誌をお送りする。
 2. 従い会費は請求せず会費の振込用紙は同封しない。
- その他総会の案内状などは当然のこととしてお送りしています。

現在の「名誉会員」は次の方々です。

四回生 角田 智慧子様、森山嘉根様

六回生 堀部純男様

今年「名誉会員」に推挙する方々

九回生 飯島泰蔵様、浅沼(安倍) 操様

松岡(梶山)千鶴子様

以上

千里山会事務局 奥田記